

# 村民相談室



## 火災発生のおそれも！ 石油ストーブや石油ファンヒーターに、昨シーズンの灯油は使わないで！

【問い合わせ】消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)

朝晩の冷え込みが厳しくなり、ストーブなどの暖房器具を準備し始める季節となりました。

石油ストーブなどに使用する灯油は、保管している間に日光や熱によって変質したり、水や灯油以外の油などが混入したりして、「不良灯油」になることがあります。不良灯油を暖房器具に使うと、不完全燃焼や異常燃焼など、予想しない事故が発生する恐れがあります。絶対に使用しないようにしましょう。

### 相談事例

#### 【事例1】

新しく購入した石油ストーブに、昨シーズンの残りの灯油を入れて火を付けようとしたが、点火しなかった。メーカーに問い合わせたところ、「昨シーズンの灯油を使ったことが原因ではないか」と言われた。



#### 【事例2】

新しく購入した石油ファンヒーターに、保管していた灯油を入れたところ、エラー表示が出た。メーカーに問い合わせたら、「灯油に水分が含まれていてエラー表示が出たため、修理が必要だ」と言われた。



### 不良灯油の使用によるトラブル例

- ▽点火時に火が付きにくい。また、火が付いてもすぐに消えてしまう。
- ▽点火できなかつたり、燃焼時に刺激臭のする煙が出たりする。
- ▽消化ボタンを押しても火が消えないことがある。
- ▽灯油に混入した水が原因で、内部がさびたり、石油ストーブの芯が動かなくなったりする。

### 不良灯油による事故を防ぐために…

#### 【灯油を保管するときは…】

紫外線を通しにくい、色付きの「灯油専用ポリタンク」(推奨マーク付)などの専用容器に入れ、日光や雨の当たらない場所に置く。

#### 【シーズン後の暖房器具は…】

必ず、内部の灯油を抜いてから保管する。

#### 灯油はシーズン中に使い切りましょう

灯油を購入する際は、シーズン中に使い切れる量を購入しましょう。使い切れなかった灯油を破棄する場合は、購入した石油販売店などにご相談ください。

## 国民年金 「国民年金保険料」は社会 保険料控除の対象です



### ■「社会保険料控除証明書」は11月に送付されます

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、日本年金機構から11月初旬に送付されます。

また、10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付する方には、令和4年2月に、同様の証明書が送付されます。証明書は大切に保管し、年末調整や申告の際にご使用ください。

### ■支払った全額が所得控除の対象となります

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、村・県民税の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除は、社会保険料(国民年金・厚生年金・国民健康保険・健康保険等)を納付(給与天引きを含む)したときに受けられる所得控除で、申告できるのは1月1日～12月31日に納付した社会保険料の金額です。

控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に、納付を証明する書類(控除証明書や領収書等)を添付する必要があります。

### ■扶養家族分の納付額も控除対象となります

扶養家族の国民年金保険料を納付した場合の納付額も、納付した方の所得税等の控除対象となります。年末調整等の際に家族分の証明書も添付して、本人の社会保険料額と合算してください。

### ■問い合わせ

日本年金機構水戸北年金事務所(☎231局2283)



申告の際は、必要な書類を忘れずに！